

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

| 項 | 基準値 | 測定方法 |
|-------------------|-----------------|---|
| カドミウム | 0.01mg / l 以下 | 日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102の55に定める方法 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 規格K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg / l 以下 | 規格K 0102の54に定める方法 |
| 六価クロム | 0.05mg / l 以下 | 規格K 0102の65.2に定める方法 |
| 砒素 | 0.01mg / l 以下 | 規格K 0102の61.2又は61.3に定め方法 |
| 総水銀 | 0.0005mg / l 以下 | 昭和46年12月に環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| P C B | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | 0.02mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法 |
| 1, 2 -ジクロロエタン | 0.004mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法 |
| 1, 1 -ジクロロエチレン | 0.02mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法 |
| シス-1, 2 -ジクロロエチレン | 0.04mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1, 1, 1 -トリクロロエタン | 1mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法 |
| 1, 1, 2 -トリクロロエタン | 0.006mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法 |
| 1, 3 -ジクロロプロペン | 0.002mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 0.006mg / l 以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シマジン | 0.003mg / l 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 0.02mg / l 以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 0.01mg / l 以下 | 規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法 |
| セレン | 0.01mg / l 以下 | 規格K 0102の67.2又は67.3に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg / l 以下 | 硝酸性窒素にあつては規格K 0102の43.2.1、 43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格K 0102の43.1に定める方法 |

| | | |
|--|--------------|--|
| ふっ素 | 0.8mg / l 以下 | 規格 K 0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示 付表 6 に掲げる方法 |
| ほう素 | 1mg / l 以下 | 規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公 共用水域告示付表 7 に掲げる方法 |
| 備考 | | |
| <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> | | |